

平成30年5月22日

宮城県内自動車運送事業者 各位

国土交通省東北運輸局宮城運輸支局

事業用自動車の車両管理の徹底について

事業用自動車の保守管理については、あらゆる機会を通じて徹底を図ってきたところですが、今般、岩手県のタクシー事業者において、平成29年7月24日に自動車検査証の有効期間が満了していたにもかかわらず、今月まで事業用自動車を運行（いわゆる無車検運行）していた事案が発覚しました。

また、本年4月にも青森県のタクシー事業者が、自動車検査証の有効期間が満了した状態で事業用自動車を4日間にわたり無車検運行していた事案が発生しています。

事業用自動車の安全で安心な運行を確保することは自動車運送事業者の当然の責務であります。これを怠り法令違反の状態で行ったことは自動車運送事業の信頼を失墜させるものであり、誠に遺憾です。

つきましては、下記事項について徹底を図り、同種事案の再発防止に万全を期すようお願いいたします。

記

1. 自動車検査証の有効期間の確認の徹底について
 - (1) 点呼執行場所等の執務室に自動車検査証の有効期間満了日一覧や定期点検整備（車検）計画・実施表を掲示するなどし、運行管理者及び運転者による確認体制を構築すること。
 - (2) 運転者は、運行の開始前に行う日常点検時に自動車検査証または検査標章により有効期間満了日の確認を確実に行うこと。
2. 定期点検整備・車検の確実な実施及び車両管理体制の構築について

- (1) 定期点検整備及び車検時期の管理は、整備管理者等が定期点検整備（車検）計画・実施表を作成するなどし、車両ごとの実施時期及び実施状況を常時把握して確実に実施すること。
- (2) 定期点検整備及び車検の実施計画は、自動車検査証の有効期間満了日に合わせて計画するとともに、車両故障の未然防止に効果的な時期を考慮して策定すること。
- (3) 定期点検整備及び車検の実施状況の把握は、整備管理者のみに任せることなく組織として確認できる車両管理体制を構築すること。